

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№		1 0	提案日	第 1 回 協議会	確認日	第 2 回 協議会
				平成 1 6 年 9 月 7 日		平成 1 6 年 9 月 2 4 日
協議項目		地方税の取扱い			関係項目	
調整方針(案)		下記のとおりとする。			協議結果	方針案のとおり
番号	税 目 名		調 整 方 針 案			
1	個人市民税		現行のとおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。 納付書発送は納税通知書と一緒に全期分一括送付とする。			
2	法人市民税		現行どおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。			
3	固定資産税		現行のとおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。 納付書発送は納税通知書と一緒に全期分一括送付とする。			
4	都市計画税		当面暫定的に現行どおりとし、新市発足後都市計画の見直しに合せて調整する。			
5	特別土地保有税		現行どおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。			
6	軽自動車税		現行どおりとする。 地方税法どおりとし、標準税率を適用する。 ナンバーの再交付は有料とする。納期については、伊那市の例により統一する。			
7	たばこ税		現行どおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。			
8	鉱産税		現行どおりとする。地方税法どおりとし、標準税率を適用する。			
9	入湯税		地方税法どおりとし、標準税率を適用する。 税率 宿泊入湯客 1人1日につき150円 その他の入浴客 1人1日につき150円(日帰り入浴客)			